

鳥取市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 5 6 号

鳥取市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取市建築基準法施行細則（平成 2 年鳥取市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号）第 2 の規定により付加する同告示第 1 第 1 項第 1 号に掲げる建築物の法第 1 2 条第 1 項に規定する調査の項目は、次に掲げる項目とし、その細目、方法及び結果の判定基準は、市長が別に定める。

- (1) 居室の換気
- (2) 各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉
- (3) 特別避難階段
- (4) 防煙壁
- (5) 排煙設備
- (6) 非常用エレベーター
- (7) 非常用の照明装置

第 5 条第 1 項中「1 2 月 3 1」を「1 2 月 3 1 日」に改める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。